

プレミアム付かわさきまち商品券発行事業 実施要綱

第1章 総 則

(趣 旨)

- 第1条 豊前川崎商工会議所（以下「会議所」という。）は地域経済並びに商店街活性化、川崎町内の購買力向上のきっかけを図るため、プレミアム付き「かわさきまち商品券」発行事業を行う。
- 2 本事業の実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

(実施主体)

- 第2条 商品券発行事業の運営及び管理等は会議所が行う。

(実施期間)

- 第3条 本事業の実施期間は、平成30年7月8日から平成31年1月31日までとする。

(発行総額及びプレミアム)

- 第4条 商品券の発行総額は、4,400万円とする。
- 2 発行総額は4,000万円とし、その10%にあたる400万円を上乗せしプレミアム分とする。

(商品券の種類・販売内容)

- 第5条 発行する商品券の種類、枚数は次の通りとする。
- (1) 1,000円券11枚綴りを1冊とし10,000円で販売する。
- (2) 発行冊数は4,000冊とする。

(券面表示事項)

- 第6条 商品券に次の事項を記載する。
- (1) 発行団体
- (2) 金額及び利用期間
- (3) 釣り銭の取り扱い
- (4) 紛失、盗難等の免責
- (5) 偽造防止のための通し番号

第2章 商品券の販売

(購入対象者)

- 第7条 商品券の購入対象者は特に限定しない。

(販売限度額)

- 第8条 商品券は、1人に対し5冊（5万円）までとする。

(販売期間)

- 第9条 商品券の販売は、平成30年7月8日から平成30年12月31日までの土日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時の間とする。ただし、販売総額に達したときは、その時点をもって終了する。（7月8日の販売時間は午前10時～午後2時00分の間とする。）
- 但し、8月14日（火）～16日（木）は会議所を閉館する為、販売を行わない。

(販売場所)

第10条 商品券の販売場所は豊前川崎商工会議所とする。
但し、会議所が必要とする時は、他の場所で販売することができる。

(販売の周知)

第11条 販売の周知は次の方法とする。
(1) 川崎町広報
(2) 会議所会報
(3) その他不特定多数の消費者に周知可能な方法

第3章 商品券の利用

(利用期間)

第12条 商品券の利用期間は、平成30年7月8日から平成30年12月31日までとし、利用期間を経過した商品券は無効とする。

(利用事業所)

第13条 商品券を利用できる事業所は、第21条により登録した事業所とする。

(利用制限)

第14条 次に掲げる物品の販売、サービス等の提供は、商品券の利用対象外とする。
(1) 土地、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い。
(2) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高い物。
(3) たばこ事業法における製造たばこの購入
(4) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの。
(5) 医療施設や介護施設の一部保険適用分（処方箋が必要な医療品を含む）
(6) 遊技場等。
(7) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等。
(8) 国や地方公共団体への支払い及び公共料金などの支払い。
(9) 公序良俗に反するもの。

(釣り銭)

第15条 商品券の額面に満たない利用のときであっても、釣り銭は支払わない物とする。

(紛失等の責務)

第16条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は、利用者の責務とする。

(商品券の破損等)

第17条 破損した商品券は、全体の3分の2程度が残っていれば商品券とみなす。

(不正利用の損害)

第18条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全額を申し受けるものとする

第4章 取 扱 店

(取扱店の資格)

第19条 商品券を取り扱うことのできる事業者（以下「取扱店」）は、町内に事業所を有するものであって、会頭が認めた事業所。

(取扱店の募集)

第20条 取扱店の募集は、会議所で行う。

(取扱店の手続き)

第21条 取扱店の手続きを希望する事業所は、会議所に「かわさきまち商品券取扱店申込書」を提出し、会頭の承認を得るものとする。

- 2 会議所は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が取扱資格を有することを確認の上、当該申請者にかわさきまち商品券取扱登録証を発行する。

(取扱店の脱退)

第22条 取扱店を脱退しようとする事業所は、会議所に「取扱店中止届出書」を提出し、会頭の承認を得るものとする。

(換金期間)

第23条 換金期間は、平成30年7月17日から平成31年1月31日までとし、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

(換金方法)

第24条 取扱店は商品券の裏面に、事業所名を記入（ゴム印も可）した商品券と、必要事項を記入した「かわさきまち商品券換金申請書（以下「換金申請書」）」と共に、毎週火曜日午前9時から午後5時までに、会議所に提出し換金を行う。

但し、その日が祝日の場合は翌営業日に行う。

- 2 換金は会議所窓口で小切手並びに現金による支払いを受けるものとする。
- 3 事業最終日を平成31年1月31日木曜日とし、換金終了とする。
- 4 小切手と現金の取扱いは、1万円以上は小切手とし1万円未満は現金及び小切手の支払いとする。

(取扱店の責務)

第25条 取扱店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の物品の販売、サービス等の提供を行うこと。
- (2) 会議所が配布する取扱店ポスターを利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに会議所に申し出ること。
- (4) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止とする。
- (5) 会議所が本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力をすること。
- (6) 本要綱に定める規則及び会議所からの指示を遵守すること。

(取扱店資格の喪失等)

第26条 前条の各号に反する行為と会議所が認めた場合は、必要に応じ、換金の拒否、取扱店登録の取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

(商品券紛失等の責務)

第27条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

(届出事項の変更)

第28条 取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに会議所に届け出るものとする。

第5章 雑 則

(会議所の責務)

第29条 会議所は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) 商品券の売上金は、換金のために使用すること。
- (2) 商品券の発行、回収及び在庫枚数等を記載した記録を残すこと。
- (3) 商品券の保管、管理は厳重に行うこと。
- (4) 商品券の盗難、紛失が発生したときは、速やかに会頭に報告するとともに、取扱店に盗難、紛失した商品券番号を通知すること。
- (5) 上記各号のほか、商品券発行业に必要なる運営管理を行うこと。

(紛失等の免責)

第30条 会議所の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は、会議所の責務とし、損害の補填をするものとする。

(その他)

第31条 商品券発行业についての問い合わせは次の通りとする。

発行业団体 豊前川崎商工会議所
所在地 福岡県田川郡川崎町大字川崎351番地10
電話番号 0947-73-2238

- 2 本要綱に定めるもののほか、商品券発行业の実施に伴い必要事項は、会議所が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 本実施要綱は、平成30年4月25日から施行する。